宿　泊　税
特別徴収事務の手引

～宿泊施設経営者の皆様へ～

令和８年 10 月版

指　宿　市

目　　次

第１章　宿泊税について　・・・・・・・・・・1

１　宿泊税の目的と使途　・・・・・・・・・・1

２　宿泊税の徴収方法　・・・・・・・・・・1

(1)　特別徴収制度

(2)　特別徴収義務者

第２章　宿泊税のしくみ　・・・・・・・・・・3

１　宿泊税の手続きの流れ　・・・・・・・・・・3

２　課税客体・納税義務者　・・・・・・・・・・3

(1)　宿泊

(2)　宿泊者

３　税率　・・・・・・・・・・5

４　宿泊料金　・・・・・・・・・・6

５　課税免除　・・・・・・・・・・8

(1)　12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者（小学生以下）

(2)　学校行事等に参加する児童，生徒並びに引率者

(3)　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

第３章　特別徴収義務者の登録等　・・・・・・・・・・10

１　宿泊施設の経営を開始しようとするとき　・・・・・・・・・・10

２　申告書の内容に変更があるとき　・・・・・・・・・・12

３　経営を休止・再開するとき　・・・・・・・・・・12

４　経営を廃止するとき　・・・・・・・・・・13

第４章 宿泊税の申告納入　・・・・・・・・・・14

１　申告納入　・・・・・・・・・・14

(1)　申告納入期限

(2)　申告納入期限の特例

(3)　宿泊税納入申告書

(4)　宿泊税納入書

２　納入義務の免除・還付　・・・・・・・・・・18

(1)　納入義務の免除

(2)　還付

３　更正の請求　・・・・・・・・・・18
(1)　更正の請求とは
(2)　請求の手続き

第５章　適正な申告納入のために　・・・・・・・・・・19
１　納税管理人　・・・・・・・・・・19
(1)　納税管理人の申告
(2)　納税管理人の変更等
２　帳簿等の記載・保存　・・・・・・・・・・20
３　調査　・・・・・・・・・・20
４　更正・決定　・・・・・・・・・・20
５　加算金　・・・・・・・・・・21
(1)　過少申告加算金
(2)　不申告加算金
(3)　重加算金
６　延滞金　・・・・・・・・・・22
７　不服申立て　・・・・・・・・・・22
(1)　審査請求の対象となる処分
(2)　手続き
８　罰則，滞納処分等　・・・・・・・・・・23

第６章　その他　・・・・・・・・・・25
１　領収書等への表示　・・・・・・・・・・25
２　電子申告　・・・・・・・・・・26
３　特別徴収事務交付金　・・・・・・・・・・26
(1)　目的
(2)　交付対象者
(3)　交付金の額
(4)　交付の申請
(5)　交付金の交付
４　申告書等の記入の仕方　・・・・・・・・・・29
５　お問い合わせ先　・・・・・・・・・・39

第１章　宿泊税について

１　宿泊税の目的と使途

宿泊税は，指宿市の観光の活性化と観光消費額の拡大に繋がる観光振興に関する各種の施策に要する費用に充てるために導入した法定外目的税です。

宿泊税による税収を活用して，次のような事業に充当します。

・　指宿市観光ビジョンの目的達成に資する事業で指宿市観光・経済戦略会議で決定され，かつ予算化された事業

・　アンケート結果等を踏まえた充当事業

①　交通アクセス改善（二次交通整備など）

②　また来たくなる観光地づくり（海岸整備の観光資源化，魅力ある商店街整備）

③　観光拠点整備（魚見岳，池田湖，知林ヶ島，長崎鼻）

④　砂むし温泉等の魅力向上

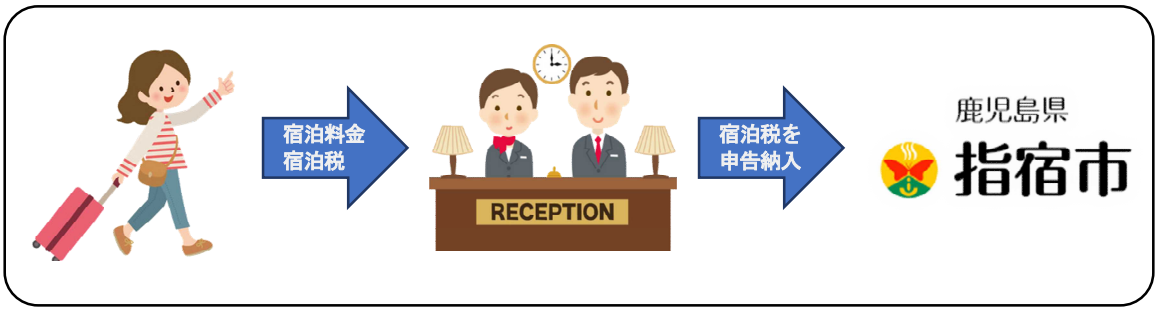
⑤　いぶすきのファンづくり（観光客誘致等）　　など

２　宿泊税の徴収方法

(1)　特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は，指宿市内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設（以下，「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが，指宿市が宿泊者から直接徴収するのではなく，宿泊施設の経営者が宿泊税を徴収し，指宿市へ申告と納入をしていただきます。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては，納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても，課税の対象となる「宿泊」があれば，特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただく必要があります。



(2)　特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は，宿泊施設の経営者です。一般的には，旅館業法の許可を受けた方及び住宅宿泊事業法の届出をした方が該当します。ただし，これ以外の方が宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる場合（全面的に経営を委託している場合など）には，その方が特別徴収義務者となることがありますので，指宿市税務課市民税係（以下「市民税係」といいます。）までお問い合わせください。

なお，宿泊施設の経営者は，指宿市からの個別の指定がなくても特別徴収義務者となります。

※　旅館業法の許可がない施設及び住宅宿泊事業法の届出がない施設も課税対象となるため，当該施設を経営している方も特別徴収義務者となります。

特別徴収義務者は，宿泊税の徴収，申告納入のほか，各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。詳しくは次のページをご参照ください。

〇特別徴収義務者の登録等・・・・・・・・・P10

〇宿泊税の申告納入・・・・・・・・・・・・P14

〇帳簿等の記載・保存・・・・・・・・・・・P20

第２章　宿泊税のしくみ

１　宿泊税の手続きの流れ

【①はじめに】

・旅館業法の許可
・住宅宿泊事業法の届出

【②経営開始日が確定又は許可・届出が完了したら】

・「宿泊税特別徴収義務者申告書」を経営開始の５日前までに市民税係に提出　⇒　P10～
（※経営開始日が未定の場合でも，すみやかに宿泊税特別徴収義務者申告書の提出をお願いします。）

【③宿泊行為があったら】

・宿泊者から宿泊税を徴収　⇒　Ｐ４～

【④徴収した宿泊税は】

・「宿泊税納入申告書」を市民税係に提出　⇒　P16
・「宿泊税納入書」により金融機関等で納入　⇒　P17

※　経営開始日の５日前までに旅館業法の許可を得ることができない場合は，①と②を並行して行うこともできます。その場合は，10 ページ及び 11 ページをご参照ください。

２　課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊です。

宿泊税は，令和９年４月１日（指宿市宿泊税条例の施行日）以後の宿泊施設への宿泊に対し，その宿泊者（宿泊税の納税義務者）に課税されます。

(1)　宿泊

宿泊とは，一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い，宿泊施設を利用する行為をいいますが，宿泊税においては，原則として，以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

課税対象となる「宿泊」の判断基準

①　その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
②　①以外の場合で，その利用行為が日をまたぐ６時間以上の利用であるもの
※　本来の許可，届出を得ていない施設であっても，旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。

〈旅館業法の許可が必要な宿泊とは・・・〉

以下の４項目をすべて満たすものです。

- 宿泊料金を徴収している（名称は問わない）
- 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合，広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- 生活の本拠ではない（使用期間が一週間以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

〈課税対象となる宿泊の判断の例〉

①　事前に宿泊予約をしたうえで，午前０時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたため，チェックインした日が予定日の翌日になった場合）

⇒　その予約が宿泊契約として取り扱うものであれば，課税対象となります。ただし，到着がチェックイン予定日の翌朝になり，宿泊施設が宿泊料金を徴収しない場合は課税対象となりません。

②　客室を日帰りで利用（いわゆるデイユース）する場合

⇒　日をまたぐ利用ではないため課税対象とはなりません。ただし，宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料として取り扱う場合は，課税対象となります。

③　休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒　日をまたぐ６時間以上の利用（連続した延長利用を含みます。）があった場合は，実質的に宿泊であるとみなし，課税対象となります。

なお，契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は，「その利用行為が日をまたぐ６時間以上の利用」があるかとうかで宿泊の判断を行います。

④　実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム，キープルームなど）の場合

⇒　ホールドルーム，キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は，課税対象となりません。ただし，実際に宿泊行為があった場合，又は日をまたぐ６時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には，課税対象となります。この場合において，宿泊者数は，宿泊施設で把握する人数とします。

例）定員５名の部屋を３日間確保した。その際の宿泊は次のとおりであった。

	宿泊者数	料金	宿泊税額
１日目	０人	50,000 円（利用料金）	0 円
２日目	５人	50,000 円（宿泊料金）	1,000 円（５人×200 円）
３日目	３人	50,000 円（宿泊料金）	600 円（３人×200 円）
宿泊税計			1,600 円

※　１日目については宿泊行為がなく，「利用料金」として取り扱っているため，宿泊税は課税されません。

⑤　ウィークリーマンション等の場合

⇒　ウィークリーマンションと称される短期賃貸住宅については，賃貸借契約による利用で，旅館業法による宿泊にあたらない場合は，課税対象となりません。

(2)　宿泊者

宿泊者とは，宿泊施設から宿泊設備の提供を受け，その設備を利用して宿泊した者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても，実際に宿泊した方が宿泊者となり，宿泊税の納税義務者となります。

３　税率

宿泊税の税率は，**宿泊者１人１泊につき２００円です。**

※　宿泊料金がかからない宿泊の場合，宿泊税は課税されません。

4　宿泊料金

宿泊税の課税対象となる宿泊は，**宿泊料金を伴うもの**です。

宿泊料金とは，食事代や消費税等を除き，サービス料等を含んだ金額をいいます。

宿泊料金に含まれるものの例

○　宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

・清掃代
・寝衣代
・寝具使用料・サービス料，奉仕料等
・入浴代
・宿泊に対する補助金等，宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額　等

宿泊料金に含まれないものの例

○　次の項目については，宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても，宿泊料金から控除します。

・食事代
・遊興費
・会議室の使用，休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
・消費税，地方消費税，入湯税等の税
・自動車代，煙草代，電話代，土産代等の立替金等
・宿泊者が任意で支払った心付け，チップ，祝儀等の金額
・宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料　等

〈宿泊料金の判定の例〉

例１　宿泊料金の割引・優待等があった場合

宿泊施設が独自に宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は，値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。その結果，宿泊料金が０円となる（無料宿泊券や宿泊施設発行のポイントで全額支払った場合など）場合は，宿泊税は課税されません。

ただし，旅行会社やカード会社が旅行者にポイントを付与して，これにより割引を行う場合は割引前の金額を宿泊料金とします。（宿泊施設以外のポイント等は，宿泊料金に含みます。）

例２　補助金・助成金等（第三者からの支払い）があった場合

補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合で，直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は，宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金として宿泊税の課税対象とします。

補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は，宿泊料金に含みません。

例３　各種宿泊プランの取扱い

① 宿泊に不随して提供される食事，宴会等の料金（以下「食事料金等」といいます。）が宿泊料金に含まれている場合は，食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

② 朝食無料サービス，宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は，食事料金等に相当する金額がないものとして，その料金全額を宿泊料金とします。

例４　企画旅行の取扱い

あらかじめ又は旅行者からの依頼により旅行計画を作成する企画旅行については，旅行業者と宿泊施設との契約により定められている１人当たりの料金を宿泊料金とします。

例５　手配旅行の取扱い

宿泊施設や乗車券等のサービスを手配する手配旅行については，手配により旅行者と宿泊施設が契約した１人当たりの宿泊料金としますが，旅行業者が受けるべき取扱手数料をその宿泊料金から控除している場合は，これを控除する前の金額を宿泊料金とします。

例６　連泊割引があった場合

① 連続して宿泊（以下「連泊」といいます。）をしたことにより連泊割引が適用された場合で，宿泊日ごとに割引率が明確なときは，通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。

② 連泊期間を一括して割引を行った場合は，割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

③ 宿泊料金が無料となる割引（５連泊したら１泊は無料など）の場合は，無料となる日の宿泊税は課税されません。

例７　時間延長があった場合

宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は，その延長に係る料金は宿泊料金に含みません。ただし，宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は，その料金を宿泊料金に含みます。

例８　ウィークリーマンション等の場合

週単位，月単位等の長期にわたるウィークリーマンション等の利用で旅館業法による宿泊に該当する場合は，契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例９　税込み宿泊料金の取扱い

消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は，宿泊料金からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例 10　外貨建て取引による場合

原則として，宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（ＴＴＭ）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。

※　具体的な取扱いについては，「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。

例 11　１人当たりの料金が不明な場合

１室を単位として料金が設定されているなど１人当たりの宿泊料金が不明な場合は，１室１泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を１人当たりの宿泊料金とします。

例 12　清掃料金を強制的に徴収している場合

宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は，その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお，連泊のときは，その清掃料金を宿泊数で按分して１泊当たりの宿泊料金を算出します。

例 13　低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合

低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は，宿泊料金には含まれないため，宿泊税はかかりません。ただし，その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

５　課税免除

(1)　12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者（小学生以下）

宿泊日時点で年齢が 12 歳以上であっても，小学生の場合は，課税免除となります。

(2)　学校行事等に参加する児童，生徒及び学生並びに引率者

次の①及び②に該当し宿泊する場合は，課税免除とします。

①対象者

次の施設に通う児童，生徒及び学生並びに引率者が対象です。ただし，学校長等から「学校行事等であることの証明書」の提出が必要です。

≪対象施設≫

幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校（いわゆる専門学校（専修学校，各種学校等）や海外の学校は対象となりません。）

※　引率者とは，児童，生徒及び学生の引率を行う学校の関係者，万が一に備え帯同する看護師や，心身の障害等により介助を必要とする児童，生徒及び学生の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマン等は対象となりません。

≪手続きについて≫

・学校長等が「学校行事等であることの証明書」を作成し，宿泊事業所に提出する必要があります。

・証明書を提出しない場合は，課税免除となりませんので，ご注意ください。

・宿泊事業者は，受領した証明書の写しを申告の際に市へ提出してください。月をまたぐ宿泊の場合は，当初の宿泊月の申告時のみの提出となります。なお，受領した証明書は，宿泊に係る書類として適切に保存をお願いします。

②対象となる行事

学習指導要領に記載の学校・学年全体として実施される行事（修学旅行，集団宿泊，社会科見学など）が対象です。<u>なお，部活動等に伴う宿泊については対象となりません。</u>

(3)　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については，外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から課税を免除します。

なお，具体的な取扱いについては，「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

①課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

②課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

第３章　特別徴収義務者の登録等

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は，宿泊施設の営業の開始，変更，廃止等の際，次の手続きが必要となります。これは，指宿市が宿泊税に係る事務を行うに当たり，特別徴収義務者の宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから，すべての宿泊施設に提出していただくものです。

※　各手続きの書類は市民税係に提出してください。（郵送又は直接窓口に提出をお願いします。）

※　各手続きは**原則，宿泊施設ごと（許可・届出の施設ごと）**に行ってください。

ただし，以下のすべてに該当する施設については，まとめて提出できる場合がありますので，市民税係にお問い合わせください。

①　経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。

②　経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており，区分することができない。

１　宿泊施設の経営を開始しようとするとき

新たに宿泊施設の経営を開始する場合は，経営を開始しようとする日の５日前までに開始の申告を行ってください。経営開始日が未定の場合でも，旅館業営業許可又は住宅宿泊事業に係る届出後，すみやかに特別徴収義務者申告書の提出をお願いします。

また，令和９年４月１日時点（指宿市宿泊税条例施行日）で，すでに宿泊事業を営んでいる方についても，特別徴収義務者申告書を提出してください。この場合，「経営開始年月日」欄に事業開始日を記入してください。

◆　提出書類

①	「宿泊税特別徴収義務者申告書」（第３号様式） （申告者が個人の場合は，マイナンバーカードや運転免許証などの本人の身元確認書類の提出が必要です。）
②	旅館業営業許可書又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）（※１）
③	宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）（写）

☞　特別徴収義務者申告書の記載例については，29 ページをご参照ください。

※１　旅館業の許可申請中であるなど，経営開始日の５日前までに旅館業許可申請書等を提出できない事情がある場合には，旅館業の許可等を受けた後に，上記②「旅館業許可書等の写し」を提出してください。

施設の許可等を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合で，実質的経営者が特別徴収義務者となる場合は，当該経営者が開始の申告を行ってください。

なお，実質的経営者を特別徴収義務者に指定する場合（施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合）は**提出書類の①～③に加え**，以下の書類を添付してください。

④	実質的経営者である旨の申立書
⑤	許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写）
⑥	宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写） ※⑤の契約書面等で確認できる場合は不要

※　共同事業者がある場合は，その経営者全員の住所又は所在地，氏名又は名称について記入してください。併せて役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

※　特別徴収義務者である法人に合併・分割が生じた場合で，承継法人が新規の申告を行う場は，備考欄に合併・分割前の特別徴収義務者を記入してください。また，相続による場合で，相続人が新規の申告を行う場合は，備考欄に相続前の特別徴収義務者を記入してください。（次頁「２　申告書の内容に変更があるとき」参照。）

２　申告書の内容に変更があるとき

特別徴収義務者申告書の申告事項（代表者，施設名称等）に変更がある場合は，遅滞なく変更の届出を行ってください。

◆　提出書類

①	「宿泊税特別徴収義務者異動報告書」（第４号様式）
②	【特別徴収義務者に係る変更（代表者，所在地又は住所の変更等）の場合】 （法人の場合）履歴事項全部証明書（写） （個人の場合）住民票（写）
③	【施設に係る変更の場合】 旅館業法，住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は 変更の事実を確認できる書類等

ただし，次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは，変更の申出ではなく，従前の特別徴収義務者による経営廃止の届出（４「経営を廃止するとき」）と新たな特別徴収義務者による開始の申告を行ってください。

ア　営業譲渡又は相続（贈与）

イ　既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併

ウ　分割等による新法人への業務移管

エ　個人事業者が法人組織へ変更した場合

オ　特別徴収義務者である法人が解散し，個人事業として営業する場合

カ　その他上記に類する事由

３　経営を休止・再開するとき

宿泊施設の経営を１か月以上休止する場合は，あらかじめ休止の届出を行ってください。

また，休止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は，申告納入を行う必要があります。

なお，経営を再開しようとする場合も，遅滞なく届出を行ってください。

◆　提出書類

①	「宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書」（第５号様式）
②	【経営を休止する場合】 旅館業法の規定による廃止（停止）届（写）又は 休止を確認できる書類（「休止のお知らせ」等）
	【経営を再開する場合】 再開を確認できる書類（「再開のお知らせ」等）

４　経営を廃止するとき

宿泊施設の経営を廃止する場合は，廃止する日の 10 日前までに届出を行ってください。

なお，廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は，申告納入を行う必要があります。

◆　提出書類

①	「宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書」（第５号様式）
②	旅館業法，住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）

第４章　宿泊税の申告納入

１　申告納入

(1)　申告納入期限

特別徴収義務者は，各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について，翌月の末日までに，宿泊施設ごとに，必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」及び「学校行事等であることの証明書」の写し（学校行事等による課税免除の該当がある場合）を添付のうえ，市民税係に提出し，併せてその税額を納入書により納入してください。

なお，期限後に申告及び納入をされた場合，本来の税額のほか，加算金や延滞金が課される場合があります。

※　月末が土曜日，日曜日又は祝日に当たるときは，次の平日が申告納入期限になります。

※　12 月の申告納入期限は翌年１月４日（この日が土曜日，日曜日又は祝日に当たるときは，次の平日）です。

※　経営を休止・廃止した場合は，その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について，すみやかに申告納入してください。（申告納入期限の特例を受けている場合も同様です。）

(2)　申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため，所定の要件を満たす場合は，申請し，承認を受けることにより，申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると，次表のとおり，３か月分をまとめた年４回の申告納入期限となります。

〈特例の承認を受けた場合の申告納入期限〉

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
３月分 ４月分 ５月分	６月末日	９月分 10 月分 11 月分	12 月末日
６月分 ７月分 ８月分	９月末日	12 月分 １月分 ２月分	３月末日

＜適用開始月の注意点＞

○　承認後，適用開始月を記載した「宿泊税納入期限等特例承認・不承認通知書」を送付します。

○　承認通知書に記載の適用開始月は，前頁の表の「宿泊のあった月」を指します。

○　適用開始月以前の申告納入期限は，原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

（例）　承認通知書に【令和９年７月分に係る申告から適用】と記載されている場合

６月宿泊分（７月末申告納入期限）　⇒　７月末日までに申告納入（原則どおり）

７月宿泊分（８月末申告納入期限）　⇒　９月末日までに申告納入（特例）

（※９月末日までに７，８月分（２か月分）を申告納入）

①　適用の要件

ア　申請書の提出前 12 月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が 120 万円以下であること。

イ　申請日において特別徴収義務者となった日の属する月の末日から１年を経過していること。

ウ　条例の規定による承認の取消しを受けた者にあっては，当該取消しの日から１年を経過していること。

エ　対象期間において，宿泊税に係る過少申告加算金額，不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないこと，その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

オ　対象期間において，特別徴収義務者が市税の徴収金を滞納していないこと。

カ　特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

【条例施行前から経営する宿泊施設に対する経過措置】

条例施行前から経営する宿泊施設については，条例施行後１年間（令和 10 年３月 31 日まで）は，要件のア，イ，エ，オを次のとおり，読み替えてください。

ア　申請書の提出前**３か月**の納入すべき宿泊税が**30 万円以下**であること。

⇒令和９年は，４～６月宿泊分の申告納入の実績に基づき特例の要件を確認し，特例申告が認められた場合は，７～８月宿泊分の申告納入期限が９月末日までとなります。（４～６月宿泊分については，特例の適用はできません。）

イ　申請日において，宿泊施設の営業を開始した日から１年を経過していること。

エ　**申請月の前３か月**において，過少申告加算金等の決定を受けておらず，申告が適正に行われていること。

オ　**申告月の前３か月**において，市税の徴収金を滞納していないこと。

② 申請方法

適用を希望する場合は，「宿泊税納入期限等特例承認申請書」（第 12 号様式）を市民税係に提出し，申請してください。

※ 申請書の審査には，２週間程度要します。

※ 申請は，**宿泊施設ごとに**行う必要があります。

※ 適用を受けた方は，適用が取り消されない限り，次年度以降も継続となります。

③ 承認等の通知

審査ののち，承認通知書を送付します。特例の適用については，**承認通知書に記載された特例の開始月から**となります。「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出していても，特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告が必要となりますのでご注意ください。

④ 適用の取消し

ア 申告納入期限までに申告納入がないなど，特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は，当該年度末までに特例適用の取消しを通知します。特例が取り消された場合は，通知書に記載の月から毎月申告していただくこととなります。

イ 特例適用の取消しを希望される場合は，市民税係までお問い合わせください。

☞ 特例承認申請書の記載例については，35 ページをご参照ください。

(3) 宿泊税納入申告書

申告期限までに，宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊の総数及び宿泊税額，宿泊税課税対象外となる宿泊の総数を「宿泊税納入申告書」（第 10 号様式）に記入し，提出してください。

また，宿泊税納入申告書には，宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」及び「学校行事等であることの証明書」の写し（学校行事等による課税免除の該当がある場合）を添付してください。宿泊税月計表は記載事項が同様なものであれば，任意の様式での提出も可能です。

① 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

ア 市民税係の窓口に持参する。

イ 市民税係に郵便又は信書便で送付する。（提出先 **〒891－0497 指宿市十町 2424 番地**）

※ 原則として市民税係に届いた日が申告日となります。ただし，郵便局（郵便官署）の消印があれば，その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

ウ ｅＬＴＡＸで申告（電子申告）する。

エ　宿泊税申告フォームで申告する。

次のＵＲＬまたは二次元コードから申告フォームの項目に入力し，「宿泊税納入申告書」等の提出書類をＰＤＦまたはＥｘｃｅｌファイルで添付してください。

（https://logoform.jp/form/YYAp/1812339）

宿泊税申告フォーム

②　記載及び提出にあたっての留意点

ア　**申告すべき宿泊税額が０円の場合も申告書の提出が必要です。**（月計表の添付は不要です。）

イ　申告書は，宿泊施設ごとに作成する必要があります。

ウ　申告納入期限の特例が適用されている場合は，１枚の申告書に３か月（又は２か月）分の申告内容を記入してください。

☞　宿泊税納入申告書の記載例については，31 ページをご参照ください。

☞　宿泊税月計表の記載例については，33 ページをご参照ください。

(4)　宿泊税納入書

申告された宿泊税は，納期限までに「宿泊税納入書」（第 11 号様式）により指宿市に納入してください。納入は，次の金融機関等で行ってください。

【納入場所】

いぶすき農業協同組合，鹿児島銀行，南日本銀行，鹿児島信用金庫，鹿児島相互信用金庫，九州労働金庫，指宿市役所の各庁舎

なお，「地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）」を利用して電子申告を行った場合には，電子納税も可能です。詳細については，地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）」のホームページをご確認ください。

※　宿泊税納入書は，指宿市ホームページから様式をダウンロードしてください。納入書の送付を希望される場合は，市民税係までご連絡ください。

①　注意点

ア　**１か月分ごとに１枚**作成してください。（**特例を適用している場合も同様**です。）

イ　納入書は**宿泊施設ごとに作成**してください。

ウ　コンビニエンスストアでの納入及びスマホアプリを利用した電子決済サービスは対応できません。

☞　宿泊税納入書の記載例については，37 ページをご参照ください。

２　納入義務の免除・還付

(1)　納入義務の免除

実際に宿泊者から宿泊税を受け取っていなくても，課税対象となる宿泊があれば，特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし，特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合，又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を，天災，火災，盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には，申請に基づき調査を行ったうえで，納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては，その理由を証明する書類が必要となります。詳細については，市民税係にお問い合わせください。

(2)　還付

納入義務を免除した場合において，すでに宿泊税を納入している場合は，当該宿泊税を還付します。

なお，納入済みの宿泊税を還付する場合において，特別徴収義務者に市税の未納金がある場合，還付する額をこれに充当することがあります。

３　更正の請求

(1)　更正の請求とは

特別徴収義務者が，計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告した場合は，更正の請求をすることができます。

なお，更正の請求ができる期間は，原則として納期限から５年以内です。（申告納入期限の特例を受けている場合は，その特例期限から５年以内。）

(2)　請求の手続き

更正の請求は「宿泊税更正請求書」（第 18 号様式）に理由を明記し，正しい宿泊数を記載した「宿泊税月計表」を添付のうえ，市民税係に提出してください。

更正の請求があった場合，帳簿等の調査に基づき，更正等の処理を行います。そのため，帳簿等を見せていただく場合がありますので，ご協力をお願いします。

第５章　適正な申告納入のために

１　納税管理人

特別徴収義務者が，指宿市内に住所，居所，事務所及び事業所（以下「住所等」という。）を有していない場合，納税に関する一切の事項を処理させるため，原則として，市内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め，申告する必要があります。

(1)　納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は，納税管理人を定める必要が生じた日から 10 日以内に申告してください。ただし，宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められる場合は，納税管理人を定める必要がない場合がありますので，詳しくは市民税係までお問い合わせください。

◆　提出書類

①	「宿泊税納税管理人申告・承認申請書」（第６号様式）
②	（法人の場合）履歴事項全部証明書（写） （個人の場合）住民票（写）又はマイナンバーカード（写）等

(2)　納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は，その変更等が生じた日から 10 日以内に，その旨を申告してください。

◆　提出書類

①	「宿泊税納税管理人申告・承認申請書」（第６号様式）
②	新たな納税管理人の住民票等の変更が確認できる書類（写）

２　帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために，指宿市宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は，帳簿の備え付けと，その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また，取引情報の授受を電磁的方法によって行う電子取引をした場合には，原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内保存する必要があります。

ただし，その電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には，当該電磁的記録を保存する必要はありません。

① 帳簿とは宿泊年月日，宿泊料金，宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数・宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば，日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

例）総勘定元帳，仕分帳，現金出納帳，売掛金元帳，売上帳等

保存期間は，納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から３月を経過した日から５年間です。

② 書類とは宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で，宿泊年月日，宿泊者数，宿泊料金及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は，宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から３月を経過した日から２年間です。

３　調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため，市民税係が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のため，ご協力をよろしくお願いします。

４　更正・決定

更正とは，申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい，決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず，申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により，申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には，正しい税額を納入していただくために，更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は，「宿泊税更正・決定通知書」（第 15 号様式）により，納入すべき税額及び納期限を通知しますので，納期限までに納入してください。

５　加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には，次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で，その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。　【更正よる不足税額の 10%】

※　不足税額のうち，一定金額を超える部分について，さらに５%が加算されます。

(2)　不申告加算金

①　期限後に納入申告書の提出があったとき　【申告税額の 15%】

②　納入申告書の提出がないために決定があったとき　【決定税額の 15%】

③　①，②の場合について，更正があったとき　【更正による不足税額の 15%】

④　①が，決定があることを予知せずに行われたものであるとき　【申告税額の５%】

※　①～③の場合で納入すべき税額のうち，50 万円を超える部分について，さらに５%が加算されます。

※　④の場合において，その期限後申告書が，本来の期限から１月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合，加算金が課されないことがあります。（過去５年において不申告加算金等を課された場合は除く。）

(3) 重加算金

事実に基づかず，不正な処理による申告又は不申告であったとき。

① 過少申告加算金に関するもの　【過少申告加算金 10%に代えて 35%】

② 不申告加算金に関するもの　【不申告加算金 15%に代えて 40%】

※　短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告書の提出等を行った場合，加算金の割合に 10%が加算されます。

６　延滞金

納期限までに宿泊税を納入しなかった場合は，納入日までの日数に応じ，延滞金が課されます。

【延滞金の計算方法】

①　納期限の翌日から１か月を経過する日まで

税額に年 7.3%の割合を乗じて計算した額。

ただし，延滞金特例基準割合（※）が年 7.3%を下回る場合は，その年内は延滞金特例基準割合＋１%となります。（年 7.3%を上限とします。）

※　延滞金特例基準割合とは，「各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合」＋１%の割合です。

②　納期限の翌日から１か月を経過した日以後の割合

税額に年 14.6%の割合を乗じて計算した額。

ただし，延滞金特例基準割合が年 7.3%を下回る場合は，その年内は延滞金特例基準割合＋7.3%となります。

※　ただし，延滞金の計算については，次のとおり端数処理を行います。

○　延滞金の計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるときは，これを切り捨てます。また，その税額の金額が 2,000 円未満であるときは，延滞金がかかりません。

○　算出された延滞金額に 100 円未満の端数があるときには，これを切り捨てます。また，その延滞金の金額が 1,000 円未満であるときは，延滞金はかかりません。

※　延滞金特例基準割合は，毎年見直しが行われています。具体的な延滞金額については税務課納税係にご確認ください。

７　不服申立て

不服などある場合には，その処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して文書により審査請求をすることができます。

(1)　審査請求の対象なる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

○　税額の更正又は決定

○　加算金の決定

○　更正請求の否認

○　特別徴収義務者の個別指定・解除

○　納入義務免除（還付）の決定

○　申告納入期限の特例適用者の不承認・取消　等

(2)　手続き

所定の事項を記載した審査請求書を，市民税係を通じて指宿市長に提出してください。

8　罰則，滞納処分等

宿泊税に関する罰則や滞納処分等については，指宿市宿泊税条例や地方税法等に基づき，取り扱います。

【罰則】

法令等	条項	内容	罰則	
			拘禁刑	罰金
指宿市宿泊税条例	第 20 条	帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪	1 年以下	50 万円以下
	第 21 条	納税管理人に係る不申告に関する過料	10 万円以下（過料）	
地方税法	第 21 条	不納せん動に関する罪	3 年以下	20 万円以下
	第 22 条の 2	虚偽の更正の請求に関する罪	1 年以下	50 万円以下
	第 733 条の 5	検査拒否等に関する罪	1 年以下	50 万円以下
	第 733 条の 7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	―	30 万円以下
	第 733 条の 11	宿泊税に係る虚偽の申告等に関する罪	1 年以下	50 万円以下
	第 733 条の 21	脱税等に関する罪	5 年以下	100 万円以下
	第 733 条の 25	滞納処分に関する罪	3 年以下	250 万円以下
	第 733 条の 26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1 年以下	50 万円以下
	第 733 条の 26 の 2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6 月以下	50 万円以下

【滞納処分】

法令等	条項	内容	率（※地方税法本則の規定）
地方税法	第 733 条の 17	不足金額及びその延滞金の徴収	7.3％又は 14.6％
	第 733 条の 18	過少申告加算金及び不申告加算金	５～30％
	第 733 条の 19	重加算金	35％又は 40％
	第 733 条の 20	納期限後に納付し，又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3％又は 14.6％
	第 733 条の 24	滞納処分	―

第６章　その他

１　領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。税の名称表示は，指宿市で定めた標記で統一してください。日本語表記は『宿泊税』，英語表記は『Accommodation Tax』です。

なお，宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は，宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

《例１》客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

○　合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書

○○　○○　様

○○○号室
人数　１名

日　付	項　目	金　額
○月　○日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合　計	11,200円

○年　○月　○日
鹿児島県指宿市○○○○番地
○○ホテル

印紙

受領印

○　宿泊税額を別に計上する場合

領収書

○○　○○　様

○○○号室
人数　１名

日　付	項　目	金　額
○月　○日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合　計	11,000円

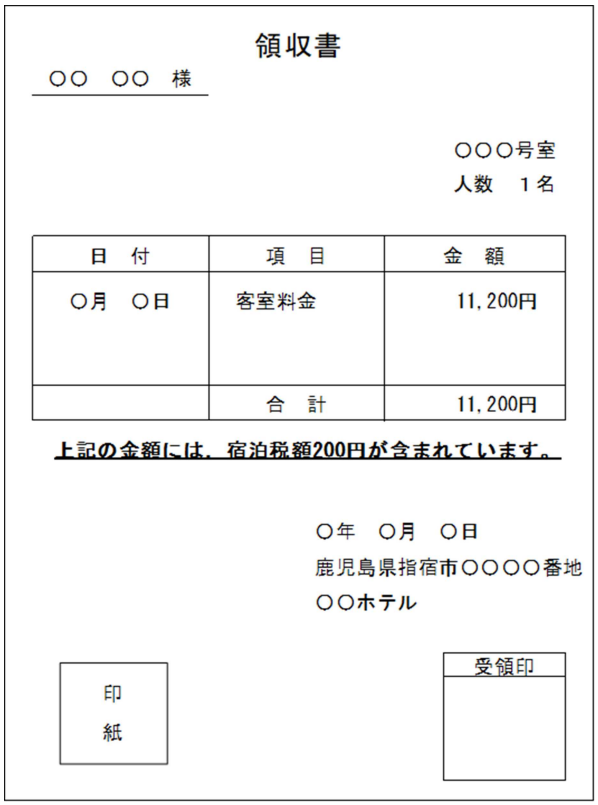
上記のほか，宿泊税額200円を徴収しました。

○年　○月　○日
鹿児島県指宿市○○○○番地
○○ホテル

印紙

受領印

《例２》客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合



領収書

○○　○○　様

○○○号室
人数　１名

日　付	項　目	金　額
○月　○日	客室料金	11,200円
	合　計	11,200円

上記の金額には，宿泊税額200円が含まれています。

○年　○月　○日
鹿児島県指宿市○○○○番地
○○ホテル

印紙

受領印

２　電子申告

宿泊税納入申告書の提出については，ｅＬＴＡＸによる申告（電子申告）の利用も可能です。宿泊税電子申告の利用を希望される場合は，利用届出（新規）を実施し，利用者ＩＤを取得する必要があります。詳細については，ｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）のホームページをご確認ください。

(https://www.eltax.lta.go.jp)

３　特別徴収事務交付金

（１）目的

宿泊税の特別徴収の方法による事務の負担に鑑み，特別徴収制度の円滑な運営を図るため，特別徴収義務者に対し交付金を交付するものです。

（２）交付対象者

交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は，交付金の交付を受けようとする年度の前年度の４月１日から３月末日まで（以下「算定対象期間」という。なお，初回の交付対象となる令和 10 年度交付分は，令和９年４月から令和 10 年３月までに申告納入された合計額となります。）に宿泊税を申告納入した特別徴収義務者となります。

（３）交付金の額

算定対象期間に申告納入した宿泊税（本税）の合計額に 2.5%（導入から３年間は特例措置として 0.5%を加えた３%）を乗じて得た額（この額に 100 円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）を交付金の額とします。

ただし，計算後の交付金の額が 1,000 円未満であるときは，1,000 円とします。

算定対象期間において，過誤納金の還付，充当又は修正申告等により税額更正したときは，特別徴収義務者が算定対象期間に申告納入した宿泊税額に，これらに係る額を加算し，又は控除します。

（例１）前年度の４月１日から３月末日までに申告納入した宿泊税額の合計額が，100,000 円（500 人相当）であった場合

⇒　交付金の額　＝　宿泊税額の合計　×　25／1,000

2,500 円　＝　100,000 円　×　25／1,000

（例２）前年度の４月１日から３月末日までに申告納入した宿泊税額の合計額が，30,000 円（150 人相当）であった場合

⇒　計算後の交付金の額　＝　宿泊税額の合計　×　25／1,000

750 円　＝　30,000 円　×　25／1,000

計算後の交付金の額が 1,000 円未満であるため，交付金の額は 1,000 円となります。

（４）交付の申請

交付金の交付を受けようとする交付対象者は，「指宿市宿泊税特別徴収事務交付金交付申請書」を，交付金の交付を受けようとする年度の５月末までに市民税係に提出してください。（郵送による提出も可能です。）

（５）交付金の交付

提出していただいた書類を審査し，交付の決定をしたときは，交付決定通知書を送付ののち，交付対象者にご指定いただいた口座への振り込みにより交付金を交付します。

4　申告書等の記入の仕方

1　宿泊税特別徴収義務者申告書（第３号様式）

1 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

指宿市長　様

2 住所（所在地）　指宿市十町○○○番地
氏名（名称）　株式会社　指宿市宿泊観光
個人番号（法人番号）　○○○○○○○○○○○○○
電話番号（○○○）○○－○○○○（内線○○○）

宿泊税特別徴収義務者申告書

宿泊税の特別徴収義務者として、指宿市宿泊税条例第８条第１項の規定により、次のとおり申告します。

3 宿泊施設	所在地	指宿市十町○○○○番地 電話番号（○○○）○○－○○○○	
	フリガナ 名称	イブスキシゼイホテル 指宿市税ホテル	
	設備の概要	客室数　○○　室	収容人数　○○　人
		延床面積　○○○　㎡	地上 ○ 階、地下　階
	営業開始（予定）日	令和　○　年　○　月　○　日	
4 旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出	住所（所在地）	指宿市十町○○○○番地 電話番号（○○○）○○－○○○○	
	フリガナ 氏名（名称）	イブスキシシュクハクカンコウ　イブスキ　タロウ 株式会社　指宿市宿泊観光　代表取締役　指宿　太郎	
	営業種別	☑ 旅館・ホテル　☐ 簡易宿所　☐ 住宅宿泊事業	
	許可番号（届出番号）	鹿○○第○○○○号	
5 施設所有者	住所（所在地）	指宿市十町○○○番地 電話番号（○○○）○○－○○○○	
	フリガナ 氏名（名称）	イブスキシシュクハクカンコウ　イブスキ　タロウ 株式会社　指宿市宿泊観光　代表取締役　指宿　太郎	
6 書類送付先	住所（所在地）	指宿市十町○○○番地 電話番号（○○○）○○－○○○○	
	フリガナ 氏名（名称）	イブスキシシュクハクカンコウ　ソウムブ 株式会社　指宿市宿泊観光　総務部	
備考			

1　提出年月日

□　申告書の提出年月日を記入してください。

2　申請者

□　特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所又は所在地，氏名又は名称を記入してください。法人の場合は，法人名に加え，代表者の職，氏名を併せて記入してください。

□　個人の場合は個人番号を，法人の場合は法人番号を記入してください。法人番号がご不明な場合は，「国税庁法人番号公表サイト　(https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）」でご確認ください。

□　実質的経営者である旨の申立てをする場合は，申立者が記入してください。

3 「宿泊施設」欄

□　施設の所在地，電話番号，名称を記入してください。

□　「設備の概要」欄には，客室数，収容人数，延床面積，階数を記入してください。

□　「営業開始（予定）年月日」欄には，営業開始年月日を記入してください。

4 「旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出」欄

□　宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地，電話番号，氏名又は名称を記入してください。法人の場合は，法人名に加え，代表者の職，氏名も併せて記入してください。

□　「営業種別」欄には，宿泊施設の該当する種別に☑を記入してください。

□　「許可番号（届出番号）」欄については，旅館業法の営業許可証に記載されている許可番号，又は住宅宿泊事業法の届出番号（M46 から始まる番号）を記入してください。

5 「施設所有者」欄

□　施設の建物登記事項証明書に記載されている所有者の住所又は所在地，電話番号，氏名又は名称を記入してください。

□　施設の所有者が２名以上場合は，任意様式により全員分を記入した別紙を添付してください。

6 「書類送付先」欄

□　市民税係から関係書類（※）を送付する場合の宛先が申請者の住所と異なる場合は，送付先を担当部署名まで記入してください。直通電話番号があれば記入してください。

※　関係書類とは，納入申告書及び納入書などの宿泊税を納入するために必要な書類のことを言います。地方税法第 733 条の 22 に基づく督促状につきましては，特別徴収義務者宛に送付させていただきます。

2　宿泊税納入申告書（第 10 号様式）

宿泊税納入申告書

受付印

※１	通信日付印	担当者
処理事項		

1 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

指宿市長　様

2 特別徴収義務者	個人番号又は法人番号	
	氏名又は名称及び代表者氏名	株式会社　指宿市宿泊観光 代表取締役　指宿　太郎
	住所又は所在地	指宿市十町○○○番地
	担当部署名及び担当者名	総務部　　山川　花子 電話番号（○○○）○○－○○○○
3 施設	名称又は届出番号（※２）	指宿市税ホテル
	所在地	指宿市十町○○○○番地
	施設番号（義務者番号）	○○○○○

4	区　分	5 宿泊数（泊）	税　率	6 税額（円）
令和 ○ 年 ○ 月分	課税対象	○○	200円	○○,○○○
	課税対象外	○○		

	区　分	宿泊数（泊）	税　率	税額（円）
年 月分	課税対象			
	課税対象外			

	区　分	宿泊数（泊）	税　率	税額（円）
年 月分	課税対象			
	課税対象外			

7 納入申告書の提出期限	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

注意

1　※１の欄は、記入する必要はありません。
2　※２の欄の届出番号については、住宅宿泊事業法第２条第３項に規定する住宅宿泊事業を営む者にあっては、同法第３条第１項に規定する住宅宿泊事業の届出に係る届出番号を記入してください。
3　課税対象及び課税免除の宿泊者数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
4　納入通知書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

1　「提出年月日」欄

□　申告書の提出年月日を記入してください。

2　「特別徴収義務者」欄

□　「個人番号又は法人番号」欄は，記入不要です。

□　「氏名又は名称及び代表者」欄は，法人の場合は，法人名に加え，代表者の職，氏名を併せて記入してください。

3　「施設」欄

□　施設の名称，所在地，電話番号を記入してください。

□　「施設番号（義務者番号）」欄には，特別徴収義務者申告書を提出していただいた後に指宿市から送付する「宿泊税特別徴収義務者指定通知書」に記載されている義務者番号を記入してください。

4　「宿泊月」欄

□　対象となる宿泊月を記入してください。

□　申告納入期限の特例の適用を受けている場合は，該当する複数の月ごとに記入してください。

5　「宿泊数（泊）」欄

□　宿泊税の課税対象となる宿泊数，宿泊税の課税対象外となる宿泊数を記入してください。なお，この欄は宿泊税月計表の月の合計欄と一致させてください。

6　「税額（円）」欄

□　宿泊対象月における宿泊数に税率（200 円）を乗じた税額を記入してください。

7　「納入申告書の提出期限」欄

□　申告納入期限である，翌月の末日の日付を記入してください。

※　宿泊税納入申告書の提出の際は，「宿泊税月計表」を必ず添付してください。

※　控えの返送を希望される場合は，返信用の封筒を同封してください。

３　宿泊税月計表

宿泊税月計表

1 令和 ○ 年 ○ 月分

2 宿泊施設名	指宿市税ホテル	義務者番号	○○○○○

日付	宿泊数（泊）					
	3 課税対象	4 課税対象外				合計
		１２歳未満の者	修学旅行等	その他	計	
1	○○	○			○○	○○
2	○○	○			○○	○○
3	○○	○			○○	○○
4	○○	○			○○	○○
5	○○	○			○○	○○
6	○○	○			○○	○○
7	○○	○	○○		○○	○○
8	○○	○			○○	○○
9	○○	○			○○	○○
10	○○	○			○○	○○
11	○○	○			○○	○○
12	○○	○			○○	○○
13	○○	○			○○	○○
14	○○	○			○○	○○
15	○○	○			○○	○○
16	○○	○			○○	○○
17	○○	○			○○	○○
18	○○	○			○○	○○
19	○○	○			○○	○○
20	○○	○	○○		○○	○○
21	○○	○			○○	○○
22	○○	○			○○	○○
23	○○	○			○○	○○
24	○○	○			○○	○○
25	○○	○			○○	○○
26	○○	○			○○	○○
27	○○	○			○○	○○
28	○○	○			○○	○○
29	○○	○			○○	○○
30	○○	○			○○	○○
31	○○	○			○○	○○
合計	○○	○	○○		○○	○○

注　この表を納入申告書に添付してください。
　　ただし，記載事項が同様のものであれば，任意の様式での提出も可能です。

1　「宿泊月」欄

□　対象となる宿泊月を記入してください。

2　「宿泊施設名・義務者番号」欄

□　宿泊施設名，義務者番号を記入してください。「義務者番号」欄には，指宿市から通知する「宿泊税特別徴収義務者指定通知書」に記載された義務者番号を記入してください。

3　「課税対象」欄

□　宿泊税の課税対象となる宿泊数を記入してください。なお，ここの合計欄は，宿泊税納入申告書の「課税対象」の欄と一致させてください。

4　「課税対象外」欄

□　宿泊税の課税対象外となる宿泊数を区分ごとの記入してください。なお，課税対象外計の合計欄は，宿泊税納入申告書の「課税対象外」の欄と一致させてください。

※　宿泊税月計表は，記載事項が同様なものであれば，任意の様式での提出も可能です。

※　申告納入期限の特例を受けている場合であっても，宿泊月ごとに月計表を作成してください。

※　課税対象外宿泊しか該当がない場合も，宿泊税納入申告書に添付してください。

4　宿泊税納入期限等特例承認申請書（第 12 号様式）

1　令和　〇年　〇月　〇日

指宿市長　様

2　（特別徴収義務者）

住所（所在地）　指宿市十町〇〇〇〇番地

氏名（名称）　株式会社　指宿市宿泊観光

代表取締役　指宿　太郎

宿泊税納入期限等特例承認申請書

宿泊税の納入申告書の提出及び納入期限に係る特例の承認について、指宿市宿泊税条例第10条第２項の規定により、次のとおり申請します。

3 宿泊施設	所在地	指宿市十町〇〇〇番地 電話番号　（〇〇〇）〇〇－〇〇〇〇		
	名称	指宿市税ホテル		
	営業開始日	令和〇年〇月〇日	義務者番号	〇〇〇〇〇
4 対象期間		令和　〇年　〇月　から　令和　〇年　〇月		
5 対象期間の宿泊税の納入すべき金額		〇〇,〇〇〇　円		
6 指宿市宿泊税条例第10条第３項の規定による承認の取消の有無		有　（　　年　　月　　日取消）　・　（無）		
7 対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の有無		有　（　　年　　月　　日決定）　・　（無）		
8 対象期間おける市税に係る徴収金の滞納の有無		有　・　（無）		

1　提出年月日

□　申告書の提出年月日を記入してください。

2　特別徴収義務者

□　申告者の住所又は所在地，氏名又は名称を記入してください。法人の場合は，法人名に加え，代表者の職，氏名を併せて記入してください。

3　「宿泊施設」欄

□　承認を受けようとする宿泊施設の所在地，名称及び営業開始年月日を記入してください。

□　「義務者番号」欄には，指宿市から通知する「宿泊税特別徴収義務者指定通知書」に記載された指定番号を記入してください。

□　申請書は，宿泊施設ごとに作成していただく必要があります。複数の施設を経営している方は，特例の適用を受けようとするその施設の数だけ申請書の作成をお願いします。

4　「対象期間」欄

□　申請書の提出する日の属する月の前 12 か月間を記入してください。（令和９年度中の申請については，「指宿市宿泊税に関するＱ＆Ａ」Ｐ13 及びＰ14 を参照のうえ記入をお願いします。）

5　「対象期間の宿泊税の納入すべき金額」欄

□　対象期間において，納入すべき宿泊税額の合計額を記入してください。

□　上記の金額が 120 万円を超える場合，特例の承認を受けることはできません。

6　「指宿市宿泊税条例第 10 条第３項の規定による承認の取消の有無」欄

□　過去に特例承認を受け，取り消された場合で，取消した日から１年を経過しているときは，「有」に○を付けて，「宿泊税納入期限等特例承認・不承認通知書」（第 13 号様式）の通知年月日を（ ）内に記入してください。取消を受けていない場合は，「無」に○を付けてください。

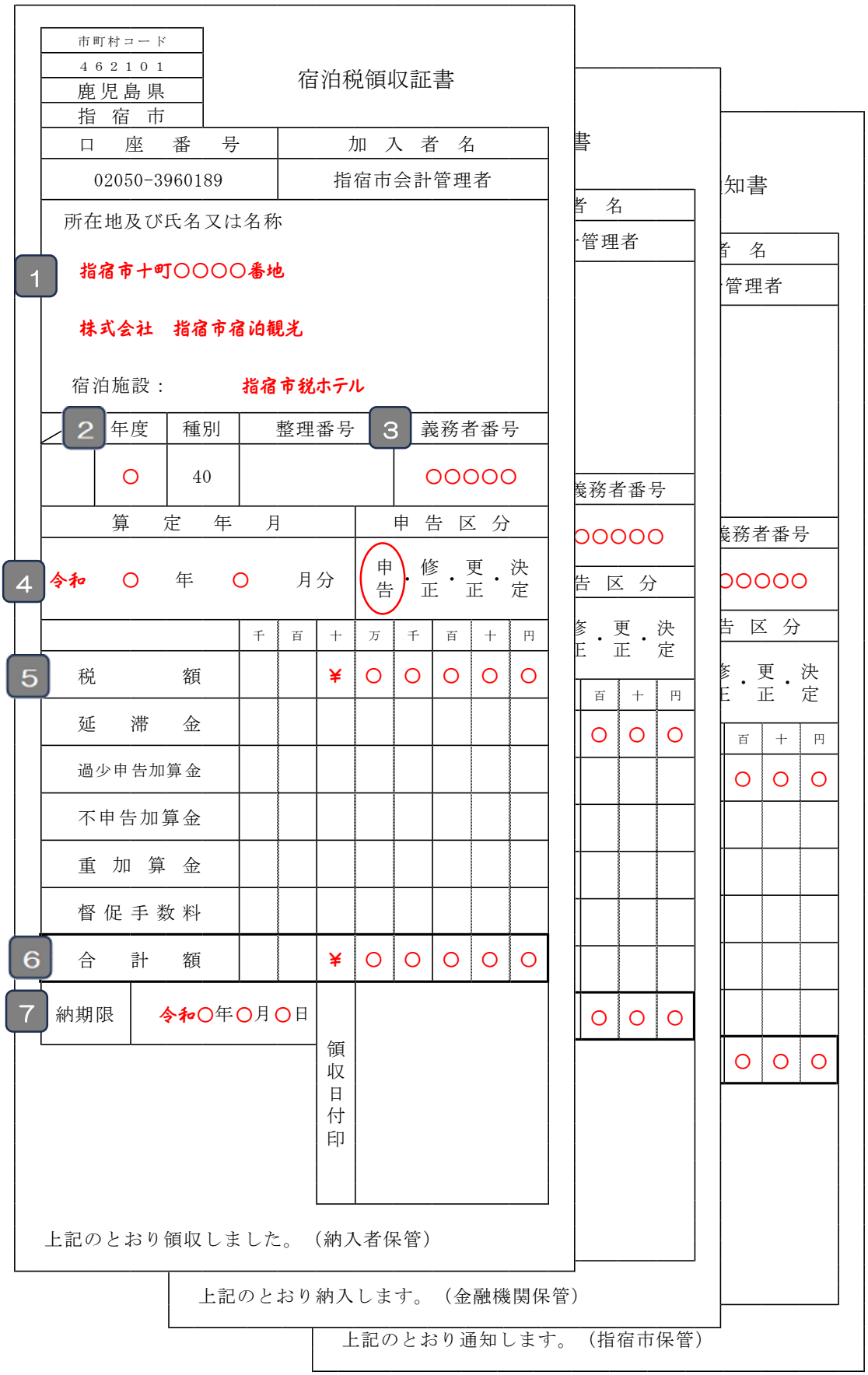
7　「対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金，不申告加算金又は重加算金の決定の有無」欄

□　対象期間以前に加算金の決定がある場合は，「有」に○を付け，「宿泊税更正・決定通知書」（第 15 号様式）の通知年月日を（ ）内に記入してください。決定を受けていない場合は，「無」に○を付けてください。

8　「対象期間における市税に係る徴収金の滞納の有無」欄

□　滞納がない場合は「無」に○を付けてください。

5　宿泊税納入書



市町村コード
462101
鹿児島県
指宿市

宿泊税領収証書

口座番号	加入者名
02050-3960189	指宿市会計管理者

所在地及び氏名又は名称

1 指宿市十町〇〇〇〇番地

株式会社　指宿市宿泊観光

宿泊施設：　指宿市税ホテル

2 年度	種別	整理番号	3 義務者番号
〇	40		〇〇〇〇〇

算定年月	申告区分
4 令和　〇　年　〇　月分	申告・修正・更正・決定

	千	百	十	万	千	百	十	円
5 税額			¥	〇	〇	〇	〇	〇
延滞金								
過少申告加算金								
不申告加算金								
重加算金								
督促手数料								
6 合計額			¥	〇	〇	〇	〇	〇

7 納期限　令和〇年〇月〇日

領収日付印

上記のとおり領収しました。（納入者保管）

上記のとおり納入します。（金融機関保管）

上記のとおり通知します。（指宿市保管）

１ 「特別徴収義務者」欄

□ 特別徴収義務者の所在地及び氏名又は名称，宿泊施設名を記入してください。

２ 「年度」欄

□ 課税年度を記入してください。　　（例）令和９年度 ⇒ 「０９」

３ 「義務者番号」欄

□ 指宿市から通知する「宿泊税特別徴収義務者指定通知書」に記載された義務者番号を記入してください。

４ 「算定年月」欄

□ 申告対象年月を記入してください。

５ 「税額」欄

□ 申告納入すべき宿泊税額を右づめで記入してください。

□ 当該施設の納入申告書に記入した税額と一致していることを確認してください。

６ 「合計額」欄

□ 合計額を右づめで記入してください。

７ 「納期限」欄

□ 当該月分の申告納入期限を記入してください。

※ 電子申告の利用届をご提出いただいている方は，電子申告の際に作成できる納入書により納入してください。

※ 申告納入期限の特例を受けている場合には，１か月分ごとに１枚（計３枚）納入書を作成し納入してください。

５　お問い合わせ先

(1)　お問い合わせ

宿泊税に関するお問い合わせは，次のＵＲＬまたは二次元コードの「宿泊税お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。

https://logoform.jp/form/YYAp/1820774

宿泊税お問い合わせフォーム